

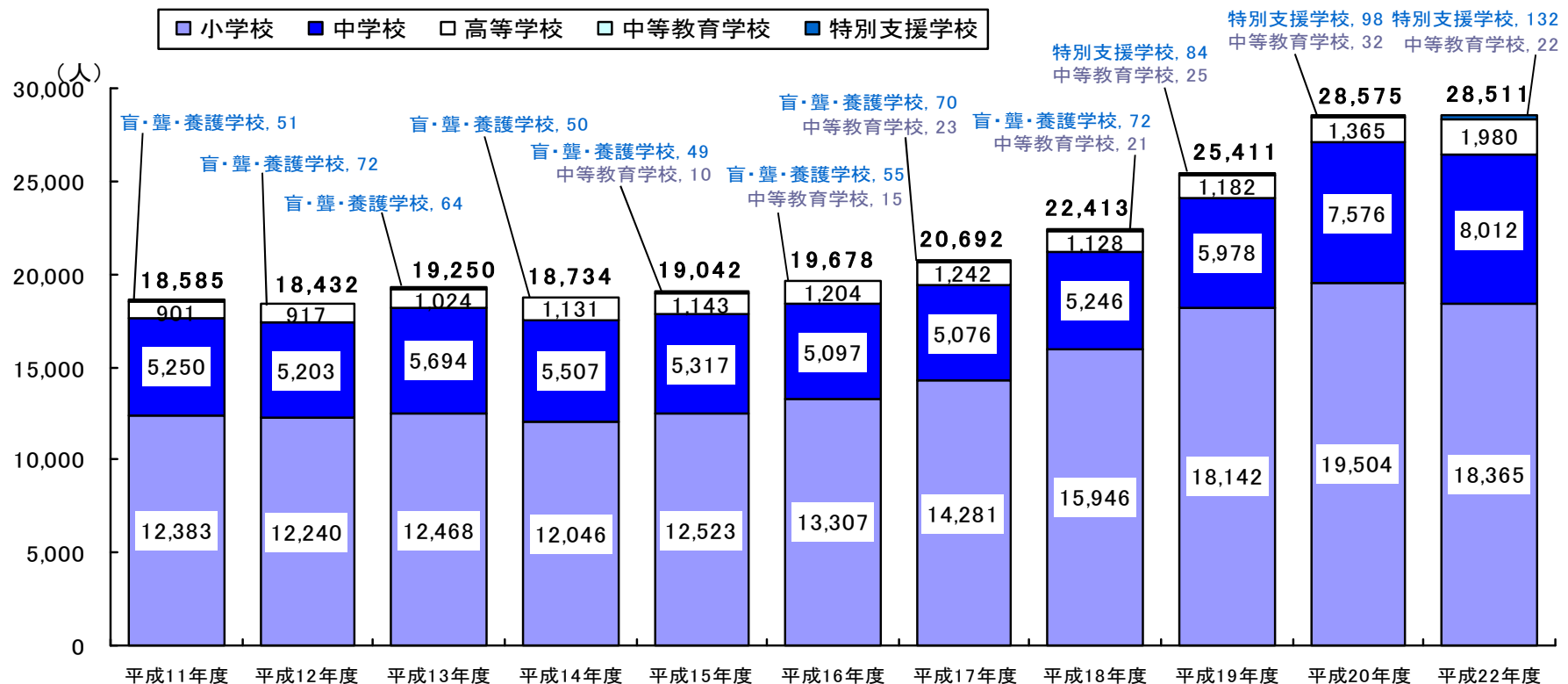
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の 在り方に関する今後の検討の方向性等について

文部科学省初等中等教育局
国際教育課

1. 検討の背景① 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況

○平成23年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万3千人。また、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、平成22年9月現在で約2万9千人。

→近年横ばい状況だが、国際化の進展等に伴い、依然として、日本語指導が必要な児童生徒は公立学校に多数在籍。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

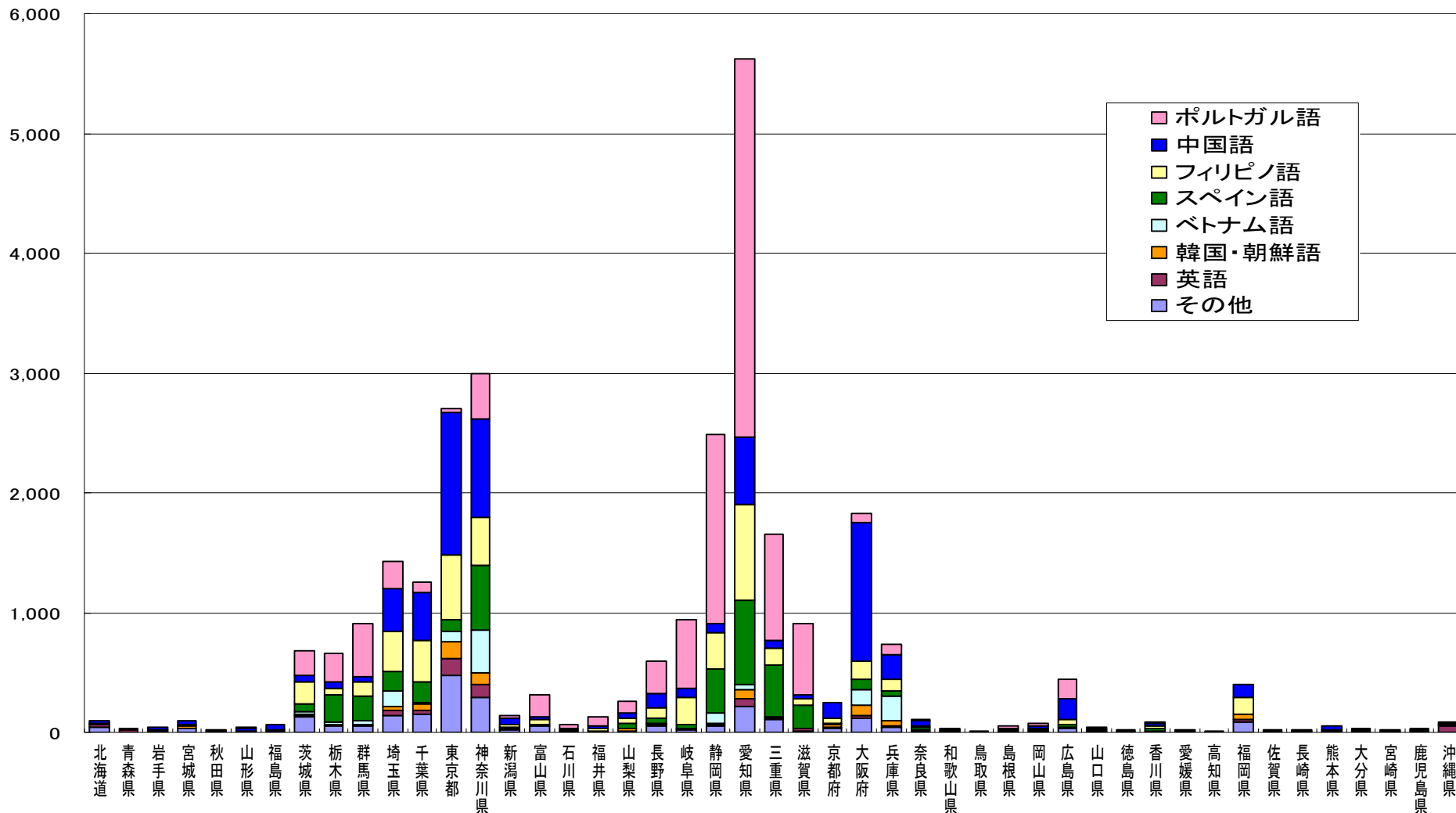
(各年9月1日現在)

※1 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。
 ※2 本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

参考1：日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況(都道府県別)

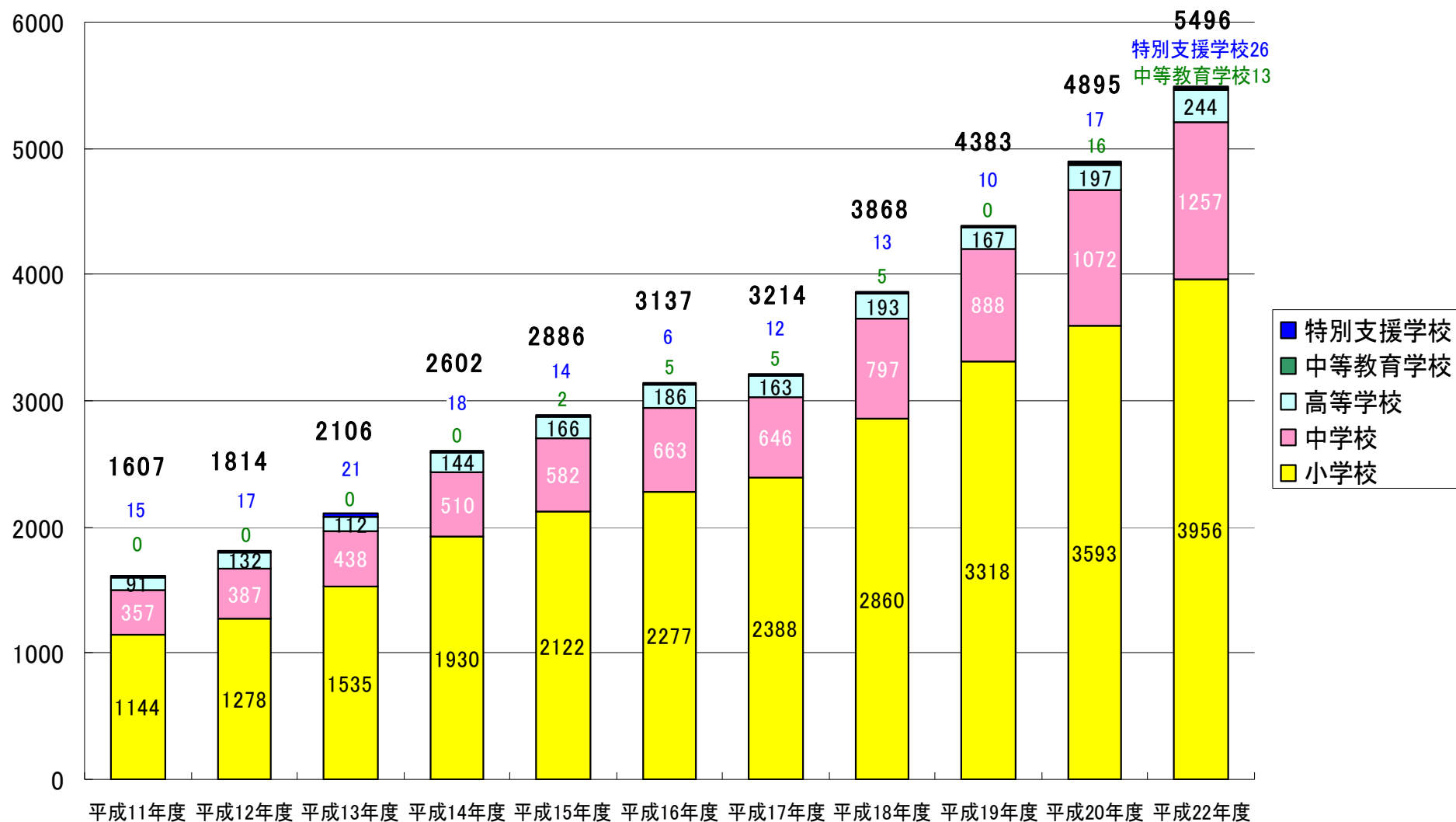
日本語指導を必要とする児童生徒は、地域的に集中しているだけでなく、日本全国に散在しつつ増加。

→全国どの地域・学校においても、日本語指導が必要な児童生徒が、きめ細かな日本語指導や適応指導を受けることができるよう、受入れ体制の整備を図ることが必要。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

参考2： 公立学校に在籍する日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒数



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※1 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※2 「日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒」とは、重国籍や保護者の一人が外国籍などで、家庭内言語が日本語以外の言語を使用しているなどして、日本語力が十分でないケースが考えられる。

2. 検討の背景② 新学習指導要領における帰国・外国人児童生徒の指導に係る記述

●小学校学習指導要領解説(平成20年3月改訂、平成23年度施行)(抜粋)

第3章 教育課程の編成及び実施

策5節 教育課程実施上の配慮事項

8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導(第1章第4の2(8))

(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童や外国人児童の受け入れが多くなっている。(略)一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、(略)一人一人の実態を的確に把握し、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

(略)なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。(略)また、(略)外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童の学習にも生かすようにすることが大切である。(略)

このような、海外から帰国した児童や外国人の児童については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童についても帰国した児童や外国人の児童の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、(略)国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

※中学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成24年度より全面実施)、高等学校学習指導要領((平成21年3月改訂)(平成25年度から年次進行で実施)においても同様の記述あり。

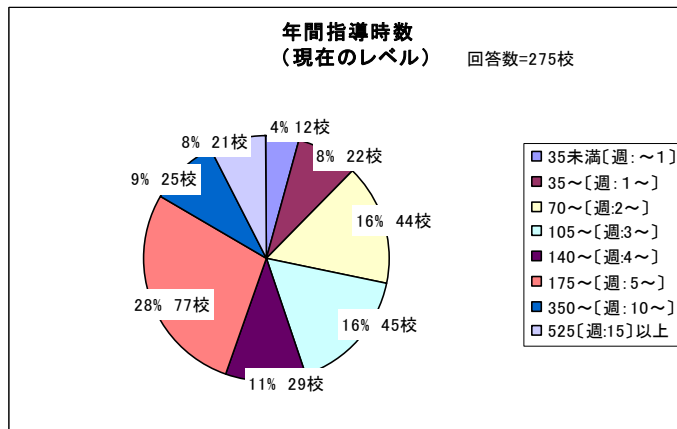
3. 検討の背景③ 公立学校における日本語指導等の実態

○日本語指導が必要な児童生徒に対しては、各地域の実情や児童生徒の実態に応じて、「取り出し指導」※1や「入り込み指導」※2のほか、当該児童生徒が在籍する学校以外の学校での日本語指導が行われており、指導体制、指導内容等(指導時数、指導期間等含む)も多様。

※1「取り出し指導」: 児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

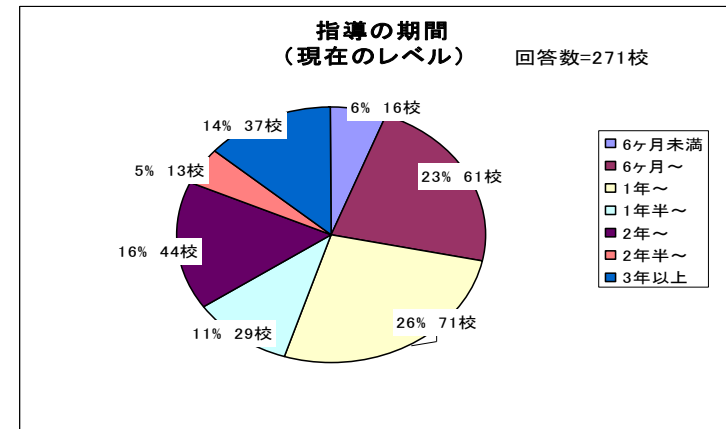
※2「入り込み指導」: 児童生徒の在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が教室に入り、支援するもの。

<年間指導時数>



170~350時間(週5~10時間)が77校(28%)で最多だが、ばらつきが大きい。

<年間指導期間>



1年半未満が148校(55%)で最多。一方、「3年以上」は37校(14%)であり、ばらつきが大きい。

<指導場所> 在籍学校(自校)における「取り出し指導」や「入り込み指導」が多いものの、放課後等では、在籍学校以外の学校(他校)や学校外の施設においても指導が行われている。

※3 文部科学省による聞き取り調査による(平成22年11~1月、11府県31市町村、全322校を対象とした任意調査)

4. 検討の背景④ 政府の方針

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」(平成22年5月19日 文部科学省)(抜粋)

Ⅲ「入しやすい公立学校」を実現するための3つの施策

3 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実

- 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討(略)など、小学校又は中学校に入しやすい環境の整備を促進。

- 「日系定住外国人施策に関する基本方針」(平成22年8月31日 日系定住外国人施策推進会議)(抜粋)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<子どもを大切に育てていくために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人の子どもが不就学にならないよう、また、公立学校において、外国人児童生徒が日本の学校や教育環境に早期に適応できるよう、入学・編入学時の日本語指導の充実や国際理解教育の推進を図るとともに、外国人児童生徒に対する弾力的なカリキュラムの編成など制度面の検討も含め、受入体制の整備を行う。

5. 「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年度11～3月)における検討

- 平成22年11月、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年11月1日初等中等教育局長決定)を設置。
- 教育現場における日本語指導の実態等を把握した上で、学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、特に指導形態等について検討を行い、「外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など」を可能とする制度化を進める上での今後の論点及び留意事項を整理。

(参考) 検討会により示された今後の論点や留意事項

基本的考え方

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は多様であり、その指導体制、指導の実態(指導内容、指導時数、指導期間等)も地域・学校により様々。
- ・ 各地域・学校が既に行っている多様な取組を今後も認め、より円滑に実施できるようにすべき。

1. 日本語指導の教育課程における位置付け方

○案1: 新たな特別の教育課程として位置付ける

-
- ・ 各学校がそれぞれの実情に応じて既に行っている多様な指導形態をより円滑に実施できるような特別の教育課程の設計方法の検討等が必要。
 - ・ 特別の教育課程を活用することにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に明確に位置付け、学校教育の中で日本語指導が適切に行われることが大切。
 - ・ 特別の教育課程の趣旨を教育現場に丁寧に周知すべき。
 - ・ 特別の教育課程の創設と教員加配の充実を一体で進めるべき。

○案2: 個々の能力等に応じた習熟度別指導で対応する

-
- ・ 教員加配の充実は不可欠。

2. 自校外での日本語指導の在り方

- ・ 日本語指導を行う場は自校が原則であり、全校を挙げての支援体制の構築が大切。
- ・ 教員の指導体制が充実していない地域等においては、児童生徒の負担軽減にも考慮しつつ、児童生徒及びその保護者の意思に基づき、他校にある日本語教室など自校外での日本語指導を受講する機会を認めていくべき。

【留意事項】児童生徒が自校外に通う場合には、安全上の問題、費用負担の問題等を留意すべき。

○習熟度別指導は、**各教科等の指導**に当たって、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう行うもの。国語、算数、社会等の各教科等の指導の中で、児童生徒の「学習内容の習熟の程度に応じた指導」をはじめ、様々な形で「個に応じた指導」が行われている。「確かな学力」を育成し、新学習指導要領のねらいを実現するために、各学校において児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることが期待されている。

○一方、日本語指導は、外国人児童生徒をはじめとする日本語指導が必要な児童生徒の

①日本語能力の向上

②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成をねらいとするもの。

現に各教科等の指導(習熟度別指導も含む)の中で行われているものもあるが、**日本語指導が必要な児童生徒のみを対象**とし、**初期指導教室等、日本語能力の向上を目的とする指導に特化して行われているものもある。**

→ 指導の趣旨や内容に鑑みると、**日本語指導を習熟度別指導のみで対応することは困難。**

➡ 公立学校において行われている日本語指導については、「**特別の教育課程**」として**位置づける方向とする。**

(参考)新学習指導要領における習熟度別指導に係る記述

●小学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成23年度より全面実施)(抜粋)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. (6) **各教科等の指導に当たっては**、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

※中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領においても同様の記述あり。

6. 今後の主な検討課題①(案)

①公立学校において教育課程の中で行う日本語指導の在り方

○指導の目的

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒一人一人の日本語能力、生活や学習の状況、学習への姿勢や態度などを多角的に把握した上で、
 - ①日本語能力の向上
 - ②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を目的として行われるべきもの。

○指導の内容、形態及び場所

【内容】 上記の指導目的に則って行われている。

【形態】 教員(又は教職経験者)が指導を行っており、授業時数の1単位時間が学校教育法施行規則に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じている。

【場所】

教育課程 : 在籍学級

特別の教育課程 : 自校での「取り出し指導」、他校への通級指導

参考： 公立学校において教育課程の中で行う日本語指導と新たに「特別の教育課程」に位置付ける場合の日本語指導(案)

指導の場所	指導形態	指導内容
自 校	在籍学級での指導	・児童生徒の日本語能力等に応じて、 <u>学級担任又は教科担当の教員が教科指導の中で当該児童生徒に対して配慮をするほか、「入り込み指導」を行う。</u>
	「取り出し指導」	・児童生徒の <u>在籍学級以外の「日本語教室」</u> 等で、個別又は小集団による日本語指導を行う。
	放課後等の指導	
他 校	通級指導	・児童生徒が <u>他校</u> において、個別又は小集団による日本語指導を行う。
	放課後等の指導	

→ の日本語指導を「特別の教育課程」として位置付けることとしてはどうか。

※1 「取り出し指導」: 児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2 「入り込み指導」: 児童生徒の在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が教室に入り、支援するもの。

※3 同一児童生徒が、同時期に、在籍学級での教科指導に加え、「入り込み指導」や在籍学級外への「取り出し指導」、他校への通級指導を並行して受けることもある。なお、学校外の施設において、個別又は小集団による日本語指導を受ける場合もある。

7. 今後の主な検討課題②(案)

②「特別の教育課程」の創設にあたっての具体的な検討課題

基本的考え方

- 学校現場が、日本語指導が必要な児童生徒一人一人の実態(日本語能力、学習歴等)を踏まえた上で、個々に応じたきめ細かな教育を行っていくための「特別の教育課程」の在り方を検討する。
- 児童生徒やその保護者、教員等をはじめとする地方公共団体・学校関係者等に与える影響に鑑み、教育現場の実態・意向等を把握し、検討に活かしていくこととする。
- 今回の検討結果を踏まえ、地方公共団体・学校関係者等の十分な理解を促していくことが重要。
- 「特別の教育課程」創設後も、児童生徒の自校における居場所づくりの重要性等に鑑み、日本語指導を行う場は自校を原則とし、全校を挙げての支援体制を構築することが大切。

具体的検討事項

- ・指導の目的
- ・指導の内容、形態及び場所

第1回会議の検討事項

- ・指導時数
- ・対象となる児童生徒の指導計画等
- ・地方公共団体・学校関係者等に対する効果的な周知(※)

第2回以降

(※)文部科学省HPの充実(都道府県・市町村・学校向けQ&A掲載等)、連絡協議会(全国の都道府県・市町村教育委員会の指導主事等を対象に毎年夏頃開催)の活用等を予定。

8. 今後のスケジュール(案)

平成24年度

4月

「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置
(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)

(本日)

検討会議(第1回)

5~6月頃

都道府県・市町村・学校に対する意向等の調査

6月頃

検討会議(第2回)

※検討会議は全2~3回程度開催予定

(検討会議における
審議後)

- ・ 学校教育法施行規則改正
- ・ 「特別の教育課程」に係る告示制定
- ・ 制度改正の周知

- ・ 都道府県等への通知の発出
- ・ 連絡協議会等における制度改正の周知
- ・ Q&A等の作成・送付

新制度スタート